



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始

←

法隆寺大鏡第二集挿圖解說

第一、二、三、金堂　金銅阿彌陀如來挾侍

菩薩立像

正面、側面、背面、身長武尺〇三分半、座高四寸四分、

北魏造像の様式を傳へたる吾が法隆寺の佛像は、唐式を寫したる東大寺等の佛像に比すれば頗る古調を帶びて、一見奇異の形相を呈するものあるを以て、普通の鑑賞家に在りては深くその美術的價值を精察するに及ばずして、漫然之を技術の幼稚に歸せんとするものあり。是れ實に思はざる甚しきものと謂ふべし。美術の神髓は固より外形の精粗よりも辨ふべきものに非らず。緻密なる寫生往々にして物の精神を失ひ、簡單なる寫意却てその生命を躍如たらしむるあり。要是唯製作品に潛存する美と命とを直覺して以て之を辨ふべきのみ。蓋し飛鳥時代の美術は氣魄を以て優り、手法の雄大と内容の健剛とは斷じて他時代の追撃を許さざるものありて、東洋藝術の大精彩と爲す。又本時代の彫刻に於ては銅像に優秀なるもの多く、金堂二具の本尊並に挾侍を初め、寶藏内の小銅像、夢達觀音像、獻納の四十八體佛等の如き其量に於ても將た其質に於ても後の時代には其類を絶する所の者となす。

本集收むる所のこの小銅像は金堂西の開阿彌陀如來像の挾侍として、しかも他の挾侍の觀世音菩薩なるが故を以て、假りに勢至菩薩とさへ稱せらるゝものなれども、實はその形相持物等によりてその聖觀音たるは明かにして、しかも又挾侍の姿勢にはあらざるなり。惟ふ

に何の時代にかこの阿彌陀の一挾侍の缺けたるを以て假りに此處に勢至菩薩として安置せられたるものならむ。而してこれが製作は粉

ム方なき飛鳥時代の様式を存すれども、面貌の温雅なる、姿態の優雅なる、刀法の精妙なる、且た線條の流麗なる實に一々驚くべき巧妙なる手法ありて、本寺に現在する同時代の佛像と別種の感あらしめ、しかも其美的精神に至りては更に簡率にして古調ある他の諸像と逕云所無きは此像の優越なる所以なり。案ふに是れ飛鳥時代様式の最も練熟せる技術の標本にして、實に本寺小銅像中の白眉なりとす。若し夫れ強て之が製作の年代を問はゞそは金堂四天王の前後に在りと言はんと欲す。

第四、第五、綱封藏　金銅觀世音菩薩立像

正面、側面、背面、身長二尺二寸八分

本像は第二集に其正面を載せたれども、綱封藏内に收められたる無多貴重なる寶物中に在りて、特に異彩を放てる靈佛なるを以て、茲に又其側背二面を寫して本集に補收せり。

第六、第七、金堂　大蓋附屬木彫着色天人吹簫及天人

天人　天人吹簫

正面、側面、背面、身長二寸六分先背一尺三寸五分

正規　側面、背面、風凰爪足間距長一尺九分

書の上に記載ある如く、この古書は天蓋に依りて表紙の上に墨書きにて其條文が記載してある。是れは天蓋に依りて表紙の上に墨書きにて其條文が記載してある。是れは天蓋に依りて表紙の上に墨書きにて其條文が記載してある。

上天蓋に墨書きにて其條文が記載してある。

天蓋に墨書きにて其條文が記載してある。

高八寸六分幅二尺八寸七分

已上は皆金堂天蓋に附屬する裝飾なれば、天蓋の全圖の出づるを待ちて、一概して解説を試むべし。

第十一、御物　舍利殿繪屏風

其十三

書家の筆致と用意とを窺ふに便せんが爲めに部分圖を出して前集の挿圖を補ふ。

第十二、上宮太子十七條憲法版木

高八寸六分幅二尺八寸七分

十七條憲法とは日本書紀推古天皇十二年の條に、「夏四月、丙寅朔、戊辰、皇太子親筆作憲法十七條」とありて、太子が國家治安の大法を宣らせ給ひしもの即ち是なり。而して古人との憲法二字の意義を解きて、憲法也言。聖王法天以立教於下也といひ、又愚法云々人曰憲法といへり。現今の國體及び政體等の組織制度を規定する、謂ゆる憲法とは制作の體裁全く相異なるものゝ如しと雖も、謹んで之を拜誦するに君臣の大義、百官の任掌、治諭の明正、賞罰の必當、稅租の公平等の大法を擧げ、更に最後の第十七條に於て「夫事不可獨斷必與衆宜論」と宣せられたるは吾が明治大帝が御即位の初め萬機公論に決すべし」と謂らせ給ひて、終に現今の憲法を欽定し給ひし大御心と其揆を一にせるものにして、誠に徹底的、根本的憲法と謂つべし、之を諸外國憲法の、既季の世態に適應せしむべく第二義に陞したる制作に比するに固より同日之談にあらざるなり。然るに世人往々太子の十七條憲法を以て、名は憲法なりと雖も畢竟一の道徳律に過ぎずと爲すものあり。是れ全く此の憲法を精讀せざるの罪たると共に國體

の相違と時勢の推移と法の根柢とを知らざるに職由するのみ。

今この憲法を熟讀するに、第二條「萬教三寶」と宣せたまへる一條を除きては他の各條項一として儒教の旨趣に基づかざるものなし。蓋し儒教は佛教の渡來に先きだつこと二百六十又八年已に我邦に傳はり、爾來朝野共に之を尊崇服膺するもの漸く多きを加へ、上は國家の政道より下は各箇人の行動に至るまで一に之に準據するの傾向を駒致して以て太子の時代に及びしものなれば、此の十七個條に規定し給ひし所の如きは當時既に不文の憲法と成れりし先王前賢の明教遺制に法り、以て萬世國民の軽度を定めたまひたるにて、獨り太子の創意に出てたりしには非らざるべし。若し夫れ第二條に三寶を崇敬すべきことを宣らせ給へるは吾人は太子が篤く佛道に歸依し給ひ、宗教を以て德教の根基なりと確信し給へる卓見達識に由れるものと思惟せんと欲するなり。

本集收むる所の十七條憲法板木は後宇多天皇弘安八年の刻にかかる。今日現存する古板木には鎌倉時代の舊物を初め、南北朝室町各時代のもの甚からずと雖も、殆ど皆經文類にして、經文以外の物としては實に此の憲法板木を以て最古と爲す。而して幸に毀損削滅甚しからざれども縮刷の寫真面にては文字鮮明を缺くところ多きを以て左に全文を抄出し、且つ一二異同を注して参考に資す。

十七條憲法

上宮太子作

一日以和爲貴無竹爲宗人皆有黨亦少達者是以或不順君父卒達于隨里。

然上和下睦講於論事則事理自通何事不成。

二曰萬象三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗何世何人非貴是法入鮮尤惡能教從之其不歸三寶何以直枉

三曰承詔必謹君則天之臣則地之天覆地載四時順行萬氣得通地欲覆天則致壞耳是以君言臣承上行下靡故承詔必慎不謹自敗

四曰群卿百寮以禮爲本其治民之本要在於禮上不禮而下非齊下無禮以必有罪是以群臣有禮位次不亂百姓有禮國家自治

五曰絕聲棄欲明辨訴訟其百姓之訛一日千事一日皆爾況乎累歲須治訟者得利爲常見賄聽讒使有財之訛如石投水乏者之訴假水投石是以貧民則不知所由臣道亦於焉闕

六曰懲惡勸善古之良典是以無匿人善見惡必匡其謂訛者則爲復國家之利器爲絕人民之鋒劍亦佞媚者對上則好說下過達下則誣訛上失其如此人皆無忠於君無仁於民是大亂之本也

七曰人各有任掌宜不濫其質者任官頗音則起計者有官頗亂則繁世少生知姦念作聖事無大小得人必治時無急緩遇實自寬因之國家永久社稷勿危故古聖王爲官以求人爲人不求官

八曰群卿百寮早朝晏退公事廉鹽終日難盡是以遲朝不建于疊早退必事不盡

九曰信是義本每事有信其善惡成敗要在於信群臣共信何事不成群臣無信萬事悉敗

十曰絕忿棄瞋不怒人達人皆有心心各有執彼是則我非我是則彼非我必非彼彼必非愚其是凡夫耳是非之理訛能可定相其質愚如環無端是以彼人雖識還恐我失我獨得從衆同舉

十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰

十二曰國司國造勿斂百姓國非二君民無兩主率土兆民以生爲生所任官司皆是王臣何敢與公賦斂百姓

十三曰諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和如會議其以非與聞勿防公務

十四曰群臣百寮無有姦媚我既姦入人亦城我姦媚之患不知其極所以智勝於己則不悅才優於己則姦媚是以五百之乃令遇賢子裁以難待一聖其不得賢聖何以治國

十五曰昔私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有憾必非同非同則以私妨公憚起則違制害法故初章云上下和諧其亦是情歟

十六曰使民以時古之良典故冬月有閒以可使民從春至秋農桑之節不可失民其不農何食不桑何服

十七曰夫事不可獨斷必與衆宜論少事是輕不必衆唯建議大事若疑有失故與衆相辦辭則得理

入道大師言家奉施入十七條憲法

右文者依爲本願應靈御作有新念事開摸所施入如件

弘安八年三月日

第十三—第十六、紙本墨書慈恩大師讚 真才

大唐大慈恩寺は唐の太宗貞觀廿二年太子が其母文德皇后の爲めに創建し、玄奘三藏を上座と爲せる所の伽藍なり。而して清蹟三藏記碑を以て著名なる寺内の五級の雁塔も永徽三年に高宗の建立せしものなりとす。慈恩大師は法諱を寔基といふ。唐の初運玄奘三藏遠く流沙を涉りて天竺に赴き、戒賢論師に謁して、瑜迦師地唯

THE JOURNAL OF CLIMATE

議案を受け、帝明の後醍醐天皇に此余を弘めたりと書かれて應和天皇

が上足を以て智名四海に振ひ、盡く法相大乘の妙諦を領して源流を
秩席せり。後世尊び目けて三乘法相顯理宗といひ、また之を慈恩教

と名け、舉世彼に歸仰して慈恩大師と稱せり。之を唐朝に於ける法相の第二祖となす。而して大師は高宗の永淳二年世壽五十有一にして

渠に葬り、親しく畫像の譜を製すといふ。

「大唐大慈恩寺大師畫讚」といひ、文中に「永淳二年十一月仲旬三日爲忌辰先師墓側行禮讚」とあるを見れば高宗の御製にかかる畫像讚なるも

の開成四年に西安府に改葬せられ碑も亦新に建てられたるを以て盡

抄出したる頃の四行には結尾に已上此四行は碑文なりと注記して
作者の名を挙げず、而して次の大師畫譜に江滿昌文とあれば若し此

竹林の一文を御製と見なれば御國の四社を指すべきものなり。普
通の碑銘に在りては頗る文の後に從ふべきものなるに、獨り此文の
文から其體を判えし所以はその御製なるを以て寺刹を作らしと見

此抄本は天承二年四月二十一日智印なる者の書する所なるは奥書に
るを得べし。

こも其筆蹟の凡ならざるを見れば決定當時の名僧なるべし。又卷頭には顯眞の印あり、卷末に良調が「此畫讚舍人調子丸末流顯眞得業之

第十九、西園堂 石燈籠

五
七
言

舞樂を奏するには庭上に舞臺を裝置し、その左右に大太鼓、大鉦鼓、
を具へ、其側に繡幔を施したる屋舎を構へ、三管及び錫鼓、三の鼓
の諸手これに居り、而して左の屋舎を唐部として錫鼓を置き、右の
屋舎を舶部として三の鼓を置くを古例と爲せるが如し。又和名抄大
鼓の註に細腰鼓有一二三之名皆以應節次第取名也とあり。本集收む
る所のものは即ち三鼓の一にして、寺傳に源賴朝寄附の樂器中の一
なりと稱す。胴は櫻の材にて作り、中括れて内空し、紺綱を以て胴
の兩端の革をかゝり締む。胴は朱色の地に金綾彩の唐花文様を施し
中央及び兩端に近き處にある俗に帶と稱する筋に金箔を押し、更に
其兩端には胡粉を以て鉢形を列べ作り、又革面の縫を通ずる孔には
鍍金の鶴目を着け、其座に染革を用ひたるなどは舞樂の具に相應は
しき美裝を備へたるものと謂ふべし。

有名なる顕真が法祖を崇敬するの餘り、日夕之を愛誦せしものなるべきは察するに難しとせず。文は法相大乘の祖師の畫讚なり、卷子は顯真得業の手譯本なり、三輪法相の大道場たる法隆寺にありては物以上に之を貴重するの價値ありと謂ふべきなり。

卷之三

卷之三

を具へ、其側に繡縫を施したる屋舎を構へ、三管及び錫鼓、三の鼓の諸手これに居り、而して左の屋舎を唐部として錫鼓を置き、右の屋舎を舶部として三の鼓を置くを古例と爲せるが如し。又和名抄大鼓の註に細腰鼓有一二三之名皆以應節次第取名也とあり。本集收むる所のものは即ち三鼓の一にして、寺傳に源賴朝寄附の樂器中の一なりと稱す。胴は櫻の材にて作り、中括れて内空し、鉤絆を以て胴の兩端の革をかゝり締む。胴は朱色の地に紫綾彩の唐花文様を施し、中央及び兩端に近き處にある俗に帶と稱する筋に金箔を押し、更に其兩端には胡粉を以て鉢形を列べ作り、又革面の縫を通ずる孔には鍍金の鷲目を着け、其座に染革を用ひたるなどは舞樂の具に相應はしき美裝を備へたるものと謂ふべし。

西間堂正面石階の右側に立てる石燈籠なり。元祿の銘あり。故て年代の古きを誇るに足らずと雖も、其製作極めて丁寧にして緻麗たる美観を具へ、徳川時代の燈籠としては希観の珍品たり。様式も亦寫



(一九) 像立薩普侍挾來如陀彌阿銅金一堂金



(三四) 像立菩薩持挾來如陀羅阿銅金 章金





大英博物館藏

三九 像立菩薩持挾來如陀羅阿銅金 空金

欠



三九 像立薩菩音世觀銅金 疊封綱

欠



香齋

《一則》酒吹大天色着形木屬附蓋天 堂金



(二四) 金天色着形木函附著天 章金



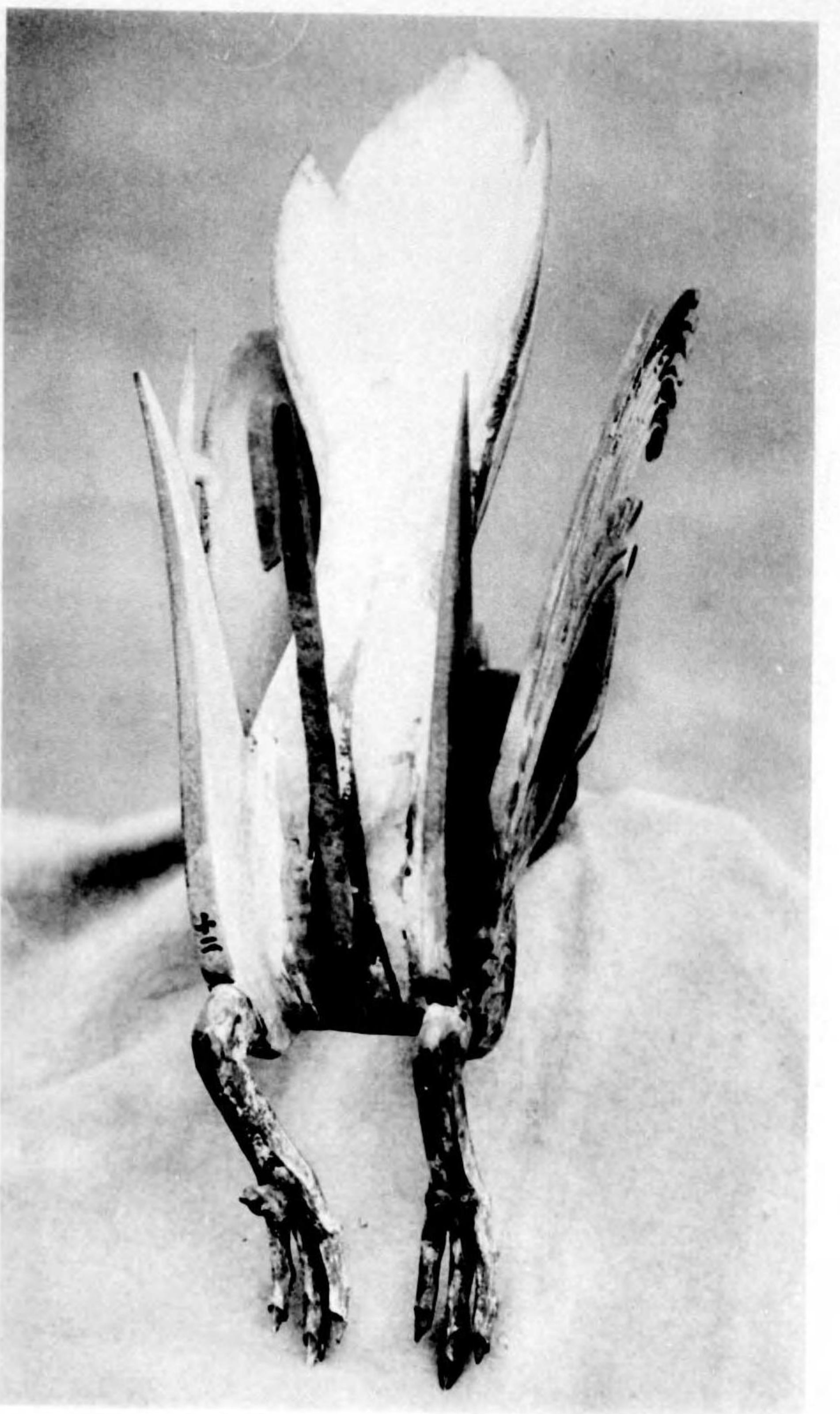


一九一 天及鳳綠色着形木座附五天堂金



香爐

二九、鳳鳳色看那木底附着天一掌金



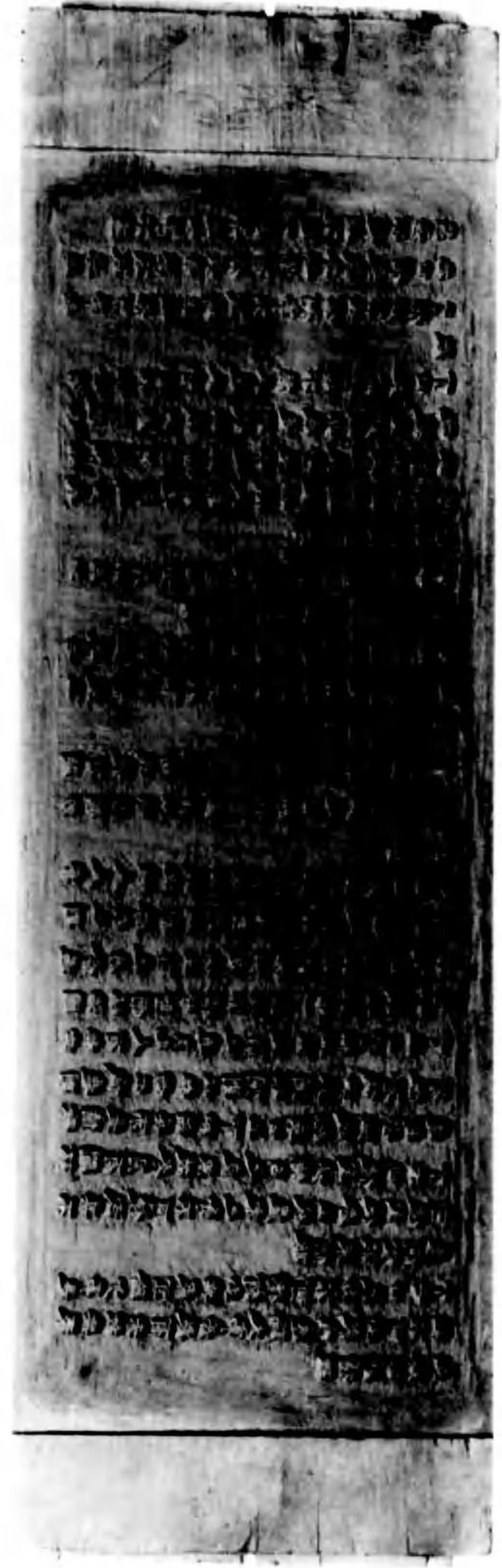
西周

图3 黑色青铜木属尊盖天 带金



卷之三

本版が蓋し子と云ふ。其の側



吉
印

大君大慈惠寺大師碑文書讚頌曰

巨武仁回並七群疏送百卉未過萬人
妙闇往相理翠天貌口繙四瓣詞敷大雲
昂藏法中之王面綵滿雙眸電光
奮臂騰日者海滌梁所申讚歎孰能宣揚
此四引碑文

大君大慈惠寺大師畫讚

顯真

特進行門下侍郎兼鎮西員外都督江濱昌文

慈惠大師尉遲氏

諱大乘其長安人

族裔五陵先生輔

鄧公毅德是其繼

智勇冠超衛霍
文皇宗師稱大望
鴻羅藍住多心夢
金人持神珠寶杵
平國滿載起肩
眼深紫電夏天歌
少少之時早校卒
依山三歲守性相
聖貝輒比顏子
三生如意盡識義
百部疏主五明祖

詩譜

字句不空量
但琴徒秘曲
落敵一孤絃
對龍嘯
乘秋降伏
每月必造慈代像
每月必誦善薩戒
一持高發枕燈下
大光普獎樹自存
不屬裳上化寺僧
自青艇看何所至
殊忘林壑雲起
遊傳後原製真贊
法花蹟音傳遠賓

皆有蘆根水目脩
乍和注玉移雲巾
他宗子同自委塵
果肺子極頻伸

一生偏慕兜平身
稚枝木又制波旬

有人窺見偷邊巡
金牛染輪頤其真

浦育露門利地民

清涼山曉五臺春

文殊心地示宿母

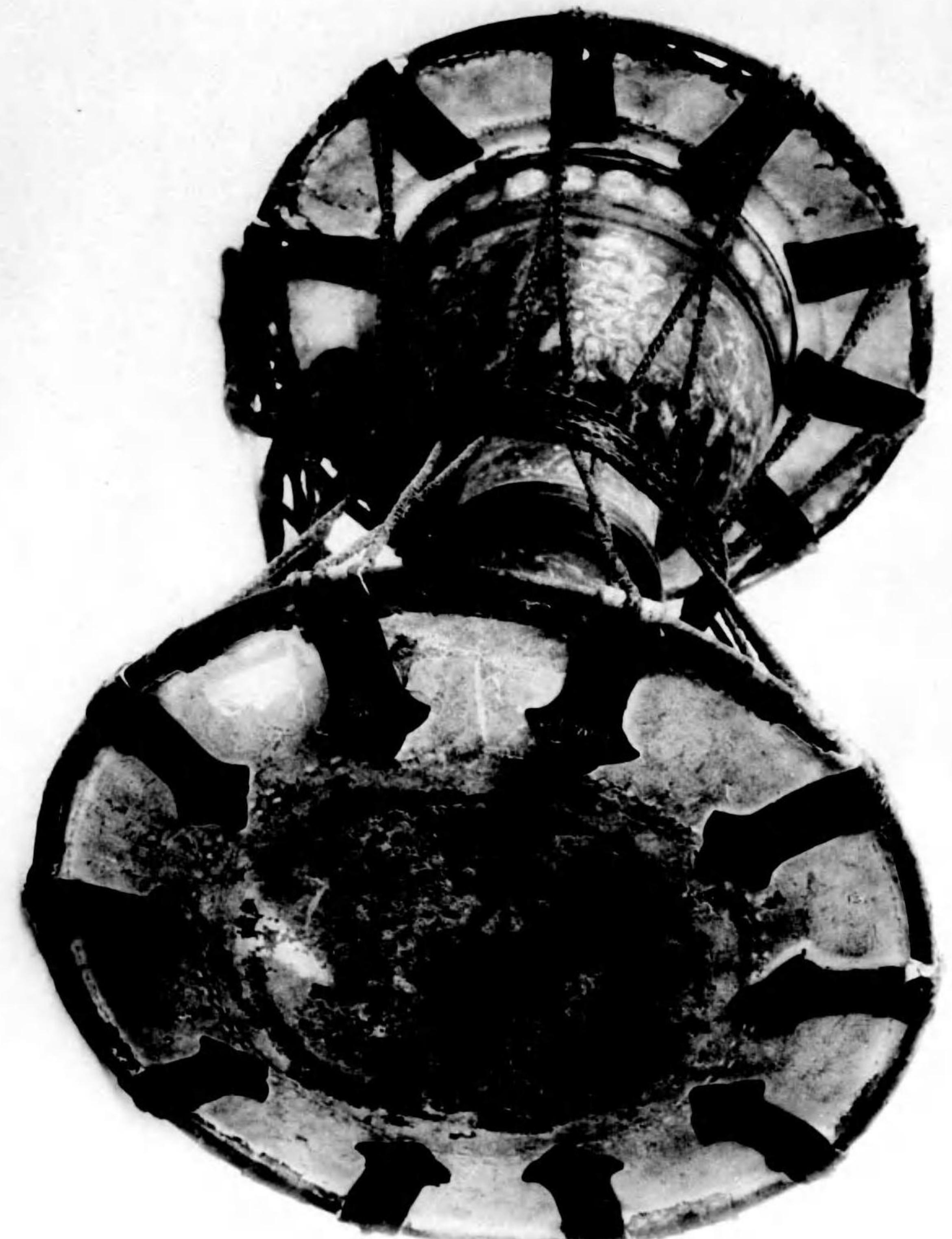
法花蹟音傳遠賓

客

當寶塔品人有夢
二十八字一札句傳喜大師以此偈不懷晴漏作韻疏
限人龍顏奉鳳詔天不与善化歎盡
歲五十三俄三氏仲旬三月為忌辰
先呼裏側行附礼本願不間奉殊勅
名垂万古涉五竺

諸佛證明造獎隣
文章縱橫招雅隣
千佛威慶讚大仁
燭穿燐炳光耀新
也入金殿陪紫宸
歲五十三俄三氏仲旬三月為忌辰
聞悲雪愁深抒獨喜
生葬四天步華蕪
玄蹤雅多盡難陳

大英二年夏月書于竹林寺





(二八) 铜三叠钟





石燈籠

香齋畫譜

大正五年六月廿六日印刷

大正五年六月三十日發行

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地

印刷者 東京市下谷區中根岸町六十八番地

發行所 墨彩堂 東京市下谷區中根岸町六十八番地

墨堂 白石村治

武田勝之助

終